



簡易指令システムの通信回線設備トラブルに関する 取引規程第 61 条(臨機の処置)に基づく対応について

2025 年 10 月 10 日
一般社団法人 電力需給調整力取引所

簡易指令システムに関するトラブルが発生したことに伴い、取引規程第 61 条(臨機の処置)に基づく対応を実施いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事象概要

7月に簡易指令システムの通信回線設備トラブルが2度[※]発生し、同トラブルの影響で、取引会員側でオンライン指令が受信できない事象が発生しました。

原因を調査した結果、いずれも簡易指令システムの通信回線設備を提供する通信事業者が要因となり発生したトラブルであることが判明しております。

※ 7/14 に発生し段階的に解消しながら 8/4 まで継続した事象と、7/18 に発生・解消した事象

2. 本事象への対応について

本事象は、一般送配電事業者および取引会員いずれにとっても不可避な事象であったことや、取引規程上、今回のような事象が発生した際の取扱いが明記されていないことを踏まえ、臨機の処置として以下のとおり対応することといたします。なお、詳細については属地の一般送配電事業者へご確認ください。

3. 臨機の処置とする事項

- (1) 今回のトラブルの影響によって生じるアセスメントⅠのペナルティ倍率を 1.0 倍とし、是正勧告等の処分対象外、また、アセスメントⅡの対象外といたします。
- (2) 属地のエリアの一般送配電事業者との運用申合書に則って電話指令に移行したリソースについては、ペナルティの対象外といたします。

4. 今後の対応

今回の事象を踏まえ、取引規程等の改定について検討を行ってまいります。

以 上